

中国税務速報

2021年12月16日

1. 国家税務総局 納税信用評価とその信用修復に関する公告

公告の主な内容は以下の通りです。

1. 納税信用修復の申請要件を明確にし、納税信用評価修復の適用範囲を拡大する。
2. 納税信用修復の申請過程を明確にし、申請に必要な資料「納税信用修復申請表」及び「納税信用修復範囲及び標準表」のテンプレートを企業及び主管税務機関に提供し、実施手続をより簡便化する。
3. 清算手続中の企業の納税信用修復を支援するため、当該企業に見合う納税信用修復基準を更に細かく定義し、納税信用修復への支援の強化を示す。
4. 2021年度に納税信用評価制度が設けられて以降、「初回の違反については処罰しない」（2021年第6号文）の規定に基づき、当該納税者については行政処罰を与えないこと、及び関連する違反記録については納税信用評価に影響を及ぼさないことを明確にする。
5. 本公告は2022年1月1日から実施される。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810825/c101434/c5170720/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5170724/content.html>

2. 国家税務総局弁公庁徴収函 2022年度の税務申告期限日に関する通知

「中華人民共和國稅收徵收管理法實施細則」第109條の規定及び中国國務院弁公庁が発表した「2022年度の祝祭日に関する通知」（〔2021〕11号）に基づき、月次・四半期終了後15日以内に申告すべき各税目の2022年度における具体的な税務申告期限日は以下のとおりとなります。

- 一. 3月、7月、8月、11月、12月の申告納税日は15日を期限とする。
- 二. 1月は、1日～3日が休日のため、申告納税期限日は19日を期限とする。
- 三. 2月は、1日～6日が休日のため、申告納税期限日は23日を期限とする。
- 四. 4月は、3日～5日が休日のため、申告納税期限日は20日を期限とする。
- 五. 5月は、1日～4日が休日のため、申告納税期限日は19日を期限とする。
- 六. 6月は、3日～5日が休日のため、申告納税期限日は20日を期限とする。
- 七. 9月は、10日～12日が休日のため、申告納税期限日は20日を期限とする。
- 八. 10月は、1日～7日が休日のため、申告納税期限日は25日を期限とする。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5171274/content.html>

3. 財政部 「中小零細企業發展促進特別資金に係る管理弁法」に関する通知

中小零細企業發展促進特別資金の管理を強化するとともに、特別資金による中小零細企業の發展をより促進するため、中国の国家法律、関連規定ならびに予算管理要求に基づき、「中小零細企業發展促進特別資金に係る管理弁法」が発表されました。

http://www.mof.gov.cn/gkml/caizhengwengao/wg2021/wg202107/202110/t20211012_3757660.htm